

医療情報取得加算に関するお知らせ

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを行う 体制を有している保険医療機関となります。

マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めております。

患者様よりお預りした受診歴・薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な診療情報は適切に管理・活用して診察を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり医療情報取得加算を算定致します。

初診(月に1回):1点

再診(3ヶ月に1回):1点

マイナー保険証によるオンライン資格確認などの利用に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

医療法人 大朋会 刈谷整形外科病院

診療報酬の算定項目がわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、受付窓口までお申し出ください。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方におかれましても、明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し下さい。

医療法人 大朋会 刈谷整形外科病院

東海北陸厚生局 受理一覧

CT撮影(16列以上64列未満)	受理番号 (C・M)第 919 号 算定開始日 平成 26 年 4 月 1 日
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	受理番号 (脳Ⅱ)第 427 号 算定開始日 平成 24 年 4 月 1 日
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	受理番号 (運Ⅰ)第 67 号 算定開始日 平成 24 年 4 月 1 日
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	受理番号 (呼Ⅰ)第 156 号 算定開始日 平成 24 年 4 月 1 日
難病患者リハビリテーション料	受理番号 (難)第 10 号 算定開始日 平成 18 年 4 月 1 日
集団コミュニケーション療法料	受理番号 (集コ)第 21 号 算定開始日 平成 20 年 4 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料(1)	受理番号 (外在ベⅠ)第 110 号 算定開始日 令和 6 年 6 月 1 日
入院ベースアップ評価料 165	受理番号 (入ベ 165)第 3 号 算定開始日 令和 6 年 6 月 1 日